

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市が発注する業務委託について、過度な低入札価格での受注による品質の低下を防止するため、桑名市契約規則の特例に関する規則（平成16年桑名市規則第56号）第6条第2号の規定に基づき、変動型の最低制限価格（以下「変動型最低制限価格」という。）を算定することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格を算定する対象は、消費税及び地方消費税を含む期間全体の予定価格が50万円を超えるもので、次に掲げる業務委託契約（随意契約による場合は除く。）とする。ただし、市長が最低制限価格を設定することが適当でないと判断する場合については、この限りでない。

- (1) 庁舎総合管理業務
- (2) 建築物清掃
- (3) 施設警備（機械警備を除く。）

(定義)

第3条 この告示において、「算出対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しない入札をいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号）第15条に該当し、無効とした入札
- (3) 予定価格（月額の予定価格で、消費税及び地方消費税を含まない額をいう。以下同じ。）を超える金額の入札
- (4) 予定価格に10分の5を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）に満たない額で行った入札
- (5) その他入札ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(算定方法)

第4条 変動型最低制限価格は、当該入札案件ごとに、次の手順によって算定するものとする。

- (1) 算出対象の入札の平均額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を算出する。
- (2) 前号の平均額に10分の9を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における最低制限価格とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、算出対象の入札が3に満たないとき、又は算出した最低制限価格が予定価格の10分の5（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）に満たないときは、変動型最低制限価格は算定せず、予定価格に10分の5を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）を、当該入札案件における最低制限価格とする。
- 3 前2項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に算出対象の入札に無効があった場合についても変更しない。

(適用方法)

第5条 変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(公表)

第6条 変動型最低制限価格を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告をしたものについて適用する。（桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱の一部改正）

2 桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱（平成23年桑名市告示第190号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市建設工事等変動型最低制限価格制度実施要綱
（桑名市物品等電子入札実施要綱の一部改正）

3 桑名市物品等電子入札実施要綱（平成26年桑名市告示第193号）の一部を次のように改正する。
第17条に次のただし書を加える。

ただし、予定価格を事前公表する場合は1回とする。